

生駒市 まちをきれいにする条例

平成23年1月1日から施行

さまざまな清掃美化活動 しかし、マナー違反も…

生駒市は、生駒山と矢田丘陵に囲まれた、緑豊かな住宅都市。「みんなで創るきれいな街」を合言葉に、竜田川クリーンキャンペーンなどをはじめ、さまざまな清掃美化活動に取り組んでいます。

しかし、たばこや空き缶のポイ捨て、建築物への落書き、飼い犬の散歩中にふんを放置するなど、モラルの欠如や、マナー違反の行為も後を絶たず、その処理に多大な労力と経費が必要となっています。

快適な生活環境を守るためのルールを定めました。

このため、市民のみなさん、事業者、行政がそれぞれの責務を認識し、快適で安全な生活環境を守るために、「まちをきれいにする条例」を制定しました。

みんなで協力して、ルールを守り、素晴らしい生駒の環境を子どもたちに引き継いでいきましょう。

それぞれの責任と義務があります。

市民のみなさん

自分が住むちは自分たちで
きれいにすることが基本。
市の施策に協力し、ごみやペットの
ふんは持ち帰るなど、
地域の美観保持や快適な生活環境の
確保に努めましょう。

市

啓発活動やボランティア活動のコー
ディネイトなど必要な
施策を実施します。
また、市民のみなさんや事業者による
自主的な地域貢献活動を
積極的に支援します。

事業者

従業員や消費者にポイ捨て防止の
啓発・教育に努めましょう。
また、事業を行う場所だけでなく、
事業所周辺や地域の美観にも
配慮しましょう。



守ってほしい事項を条例で決めました。

快適な暮らしを送るため、ご協力をよろしくお願いします。

1 ポイ捨ては禁止します。

ポイ捨てされたごみは、環境美化を損なう最大の原因です。

公共の場所や他人の土地に、たばこの吸い殻や空き缶、ごみなどを捨ててはいけません。



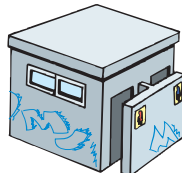
2 ふんの放置は禁止します。

犬や猫などのペットがふんをしたときは、放置せずに持ち帰るなど適切に処理しましょう。



3 落書きは禁止します。

公共の場所や、他人が所有したり管理したりする建物に落書きをしてはいけません。



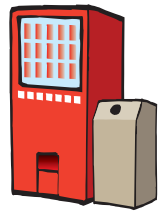
4 歩きたばこは禁止です。

市内の公共の場での歩きたばこは禁止されています。生駒駅周辺は路上喫煙も禁止です。指定喫煙所をご利用ください。



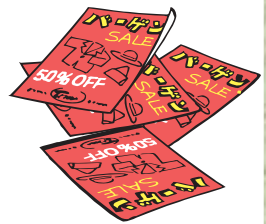
5 回収容器を設置しましょう。

自動販売機で飲食物を販売する人は、隣接する場所に空き缶などを回収する容器を設置し、適正に管理しましょう。



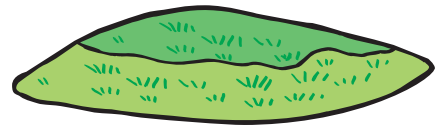
6 散乱したチラシは収集しましょう。

公共の場所でチラシなどを配布したり、配布させたりした人は、周辺に散乱したチラシを収集し、処理しなければなりません。



7 土地はきれいに管理しましょう。

土地の所有者は、雑草が繁ったり、ごみが捨てられないよう、適正に管理しましょう。



※公共の場所とは、道路・河川・公園・駅など、多くの人が利用する場所のことです。

推進事項を条例で決めました。

1 環境美化などの協定

市民や事業者などは、その活動する地区で、市が管理する公共の場所の環境美化について、市長と協定を締結することができます。また、市長は協定を締結したときは、効果的にその活動が行われるよう、必要な範囲で支援を行います。

2 環境美化推進員の設置

市長は、環境美化の推進を図るため、この条例の施行に必要な限度において、環境美化推進員を置くことができるとしています。環境美化推進員は、環境美化の推進に関する啓発活動をはじめとする必要な活動を行います。

違反者に対する指導・勧告

1 市長は、この条例の施行に必要な限度において、必要な場所に市長の指定する職員を立ち入らせ、調査・指導させることができます。

2 ポイ捨て、ふん放置、落書き、吸い殻入れが設置されていない場合の喫煙行為、回収容器の設置・管理。チラシ等の散乱防止、空き地などの適正管理について違反があった場合に勧告ができるとしています。